

大泉町農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想修正版(素案)

令和5年 月

大 泉 町

目 次

まえがき	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関 する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標と すべき農業経営の指標	8
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関 する事項	10
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第6 その他	17
用語解説	18

まえがき

この基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、群馬県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、本町農業の現状に沿って、今後10年間を見据えて、農業経営の指標や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定めるものです。

今回、農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことにより、法改正に基づき見直しを行ったものです。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状と振興方針

本町は、群馬県の南部に位置し、土地は平坦で町の北東部、東部、南西部に水田地帯があり、休伯川、七ヶ村用水、八瀬川用水等から水の供給を行い、米麦作を中心に野菜等との複合経営も営まれています。

農地は水田が殆どを占めていますが、大半のほ場は狭く、大型機械の導入による省力化や効率化が困難となっています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足等に伴い農家戸数が減少しており、総農家数は192戸（2020年農林業センサス）で前回調査の246戸（2015年農林業センサス）から約22%減少しています。

今後は、米麦の二毛作を基本に野菜等との複合経営を促進し、農地の集団化や大区画化等により、地域農業の担い手への集積化・集約化を図るとともに、新たな農業の担い手として野菜等の高収益作物栽培を中心とした新規就農者を育成する等、地域に即した農業の発展を目指します。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとします。

2 農業構造の現状と見通し

本町の農業構造については、昭和40年代における工業団地の立地を契機として、農業者の他産業への流出による兼業化や農地転用による経営規模の縮小が進み、農地の集積・集約化が進展しないまま推移してきましたが、近年になり高齢化や後継者不足が進み、世代交代等を機に規模拡大を希望する農業者等への農地の流動化が進みつつあります。

一方、狭小地や耕作不便等のため集積されない農地が遊休化する可能性が高まっており、これを放置すれば農地の集積が遅れるばかりでなく、周辺農地へ支障を及ぼすことも懸念されます。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的な考え方

本町は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり400万円 (1経営体当たり600万円)
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～2,000時間

4 農業経営基盤強化のための施策

本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施します。

まず、本町は、農業協同組合、農業委員会、農業指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、大泉町農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進します。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対し、大泉町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導します。

次に、農業委員会及び農業協同組合の機能を活用し、期間借地・農地流動化・農作業受委託等を積極的に推進し、認定農業者等担い手への農用地利用集積を図ります。

また、土地基盤の整備の充実により流動化の条件整備を進め、農用地利用改善団体による農地の貸付、借り手の掘り起こしを通じ集落単位での農地の流動化に努めます。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指します。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画

の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行います。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

更に、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととします。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとします。

5 認定農業者等に対する支援

本町は、大泉町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業指導センターの協力を受けつつ行います。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の青年等就農計画の認定者は、過去5年間で1名でしたが、基幹作物である米麦の生産量の維持及び高収益品目である露地野菜の生産拡大を図っていく

ため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえつつ、本町の実情を考慮して、前回計画期間（5年間）での実績値と同数以上の当該青年等の確保を目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得）を目標とします。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり250万円 (1経営体当たり350万円)
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～2,000時間

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

(2) に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要です。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業指導センターや地域の農業者、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について次のとおり示します。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 水稲 + 麦	<p>〈作付面積〉 水稲 1300a 小麦 1300a</p> <p>〈経営面積〉 13ha うち10ha は通年借地</p>	<p>〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(65ps、40ps) ・自脱型コンバイン(6条) ・田植機 (6条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー500ℓ ・フロントローダー ・マニュアルスプレッダ <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稲は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稲・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・補助労力 2.0人 ・夏期と秋期の臨時雇用の確保 ・農繁期中の1日当たりの労働時間は10時間以内にとどめる ・家族経営協定の締結
② 水稲 + 麦 + 露地野 菜(ハク サイ、タ マネギ)	<p>〈作付面積〉 水稲 900a 小麦 500a 二条大麦 400a ハクサイ 50a タマネギ 50a</p> <p>〈経営面積〉 9ha うち6haは 通年借地 1haは期間借地</p>	<p>〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(65ps) ・自脱型コンバイン(6条) ・田植機 (側条6条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー500ℓ <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稲は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稲・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③ 水稲 + 麦 + 露地野 菜(ナス、 ハクサイ、 ちぢみほ うれんそ う)	<p>〈作付面積〉</p> <p>水稲 300a 小麦 400a 二条大麦 50a ナス 20a ハクサイ 30a ちぢみほう うれんそう 30a</p> <p>〈経営面積〉 6.3haうち 4.9haは通年借 地</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) ・自脱型コンバイン(4条) ・田植機 (側条5条) ・トラック (1.5t・軽) ・動力噴霧機 ・播種機 ・管理機 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V字整枝による高品質栽培への取組み ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稲は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化 ・水稲・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
④ 施設 野菜(イチ ゴ) + 水稲 + 麦	<p>〈作付面積〉</p> <p>イチゴ 20a 水稲 300a 小麦 300a</p> <p>〈経営面積〉 3.2ha</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(25ps、8ps) ・田植機(4条) ・ロータリーシーダー ・動力噴霧機 ・自脱型コンバイン(2条) ・トラック(1t、軽) ・連棟ハウス(2,000㎡) ・暖房機(温風式) ・予冷庫 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イチゴは大型ハウスによる栽培管理の省力化自動化 ・イチゴの平地育苗は、雨よけ又は、空中採苗とする ・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置と夜冷ポット育苗等、花芽分化促進技術の導入 ・イチゴの県育成品種の導入 ・水稲・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・米麦生産組織に構成員(オペレーター)として参加し施設イチゴと米麦との複合経営の安定化を図る ・パート雇用の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・補助労力 1.0人 ・収穫・調整作業に対するパートの雇用 ・快適な作業環境の整備=ハウスの複合環境抑制 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

[組織経営体]
 (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 水稲 + 麦 + 露地野菜 (ハクサイ、ブ ロッコリー、ニガ ウリ、ジャガイ モ)	<p>〈作付面積〉</p> 水稲 21ha 麦 13ha ハクサイ 20a ブロッコリー 20a ニガウリ 20a ジャガイモ 20a <p>〈経営面積〉</p> 21ha	<p>〈資本装備〉</p> (大型機械化一貫体系) ・トラクター (65ps、40ps、25ps) ・自脱型コンバイン(6条、4条) ・田植機 (6条、4条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー 500ℓ ・フロントローダー ・マニュアルスプレッダ <p>〈その他〉</p> ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稲は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稲・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの導入による経営管理の実施 ・農地集積による団地化と併せて地権者の合意によりほ場の大区画化を図る ・構成員間の役割分担の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 3.0人 ・給料制の導入 ・定期的な休日の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、現在、本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について次のとおり示します。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①水稲+ 麦	<p>〈作付面積〉</p> <p>水稲 700a 麦 900a</p> <p>〈経営面積〉 9haうち7haは通 年借地</p>	<p>〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(65ps、40ps) ・自脱型コンバイン(6条) ・田植機 (6条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー5000 ・フロントローダー <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稲は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稲・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・補助労力 2.0人 ・夏期と秋期の臨時雇用の確保 ・農繁期中の1日当たりの労働時間は10時間以内にとどめる ・家族経営協定の締結
②水稲+ 麦+露地 野菜(ハ クサイ、 タマネギ)	<p>〈作付面積〉</p> <p>水稲 400a 麦 400a ハクサイ 50a タマネギ 50a</p> <p>〈経営面積〉 7haうち3haは通 年借地、1haは期 間借地</p>	<p>〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(65ps) ・自脱型コンバイン(6条) ・田植機 (側条6条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー5000 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稲は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稲・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③露地野菜(ナス、ブロッコリー、ちぢみほうれんそう)	<p>〈作付面積〉</p> <p>ナス 20a ブロッコリー10a ちぢみほうれんそう 20a</p> <p>〈経営面積〉 50a</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(31ps) ・トラック(軽) ・動力噴霧機 ・播種機 ・管理機 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V字整枝による高品質栽培への取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する ・作業委託の活用による装備費用の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・補助労力 1.0人 ・収穫・調整作業に対するパートの雇用 ・定期的な休日の確保
④施設野菜(キュウリ)	<p>〈作付面積〉</p> <p>促成キュウリ20a 抑制キュウリ20a</p> <p>〈経営面積〉 20aは借地</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(25ps、8ps) ・温室(2,000㎡) ・燃料タンク(2kℓ) ・農作業場 ・灌水施設(灌水井戸・1基) ・暖房機(400坪用2機) ・動力噴霧機 ・土壤消毒機 ・トラック(軽) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・良質堆肥と有機質堆肥を主体とした施肥により生産安定を図る。 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・地域農家と連携を深め借地経営として安定性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパートの雇用 ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境抑制 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 大泉町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じます。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応等就農後の定着に向けたサポートを以下の役割分担により実施します。

(1) 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、大泉町農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。

更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次に掲げるとおりです。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
71%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとします。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標です。

2 目標年次は、おおむね10年先とします。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町は、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできていますが、経営農地は1区画が狭く分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されます。そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、具体的には以下の施策・事業の実施を図っていきます。

- ・農地中間管理事業
- ・集落営農の推進及び法人化

(3) 関係団体等との連携体制

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速します。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の米麦を中心とした農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

ア 本町においては、小区画のほ場が多く効率的でないので、大型化により効率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。

イ 本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

以下、各個別事業ごとに述べます。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である米の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等

に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとします。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、群馬県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととします。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置することとします。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとします。

町は、地域計画の策定に当たって、群馬県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて中間管理機構に対する利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施することとします。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができます。

- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第24条に基づく意見を聞いた後、法第23条第1項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定められるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告します。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限りません。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の

①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができます。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

② 本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、大泉町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適当な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の設備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとします。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 7 年 2 月 28 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 25 年 1 月 23 日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和 5 年 月 日から施行する。

この基本構想の改正より前に、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき既に実施している事業等については、改正前の基本構想を適用する。

用語解説

・大泉町農業再生協議会（おおいずみまちのうぎょうさいせいきょうぎかい）

経営所得安定対策などの実施に必要な現場における推進活動や要件確認などを行う地域段階の事業実施主体であり、農業者の代表、農業共済組合、農業委員会などの農業関係者と町や農業協同組合で構成する団体のことです。

・家族経営協定（かぞくけいえいきょうてい）

家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できるように、経営方針や役割分担、就業環境などについて家族間の話し合いによって取り決めるものです。

・群馬県農業経営基盤強化促進基本方針（ぐんまけんのうぎょうけいえいきばんきょうかそくしんきほんほうしん）

群馬県における効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法に基づき、群馬県の今後の農政を推進する目標として策定するもので、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農用地の利用集積の目標、経営改善を図ろうとする者への支援措置を定めています。

・高収益作物（こうしゅうえきさくもつ）

主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹等のことです。

・省力型除草剤（しょうりょくがたじょそうざい）

使用量が従来にくらべ少量ですむ除草剤のことで、散布された除草剤が水面を浮遊拡散しながら分散して有効成分を放出し、田面や水中に速やかに拡散するものなどがあります。

・青年等（せいねんとう）

本町において新たに農業を営もうとする者（農業経営を開始して5年以内の者を含む。）であって、農業経営を営もうとする時点において次のいずれかに該当する者です。

（1）18歳以上45歳未満の者

（2）65歳未満のものであり、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

・ **青年等就農計画（認定新規就農者）制度（せいねんとうしゅうのうけいかく（にんていしんきしゅうのうしゃ）せいど）**

新たに農業を始めようとする青年等が作成する「青年等就農計画」を町が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

・ **青年等就農資金（せいねんとうしゅうのうしきん）**

就農に当たっての準備に必要な経費、農業経営を開始するために必要な施設・機械の購入や運転資金などに利用できる無利子の資金のことです。

・ **側条施肥田植機（そくじょうせひたうえき）**

施肥機の搭載された田植機で苗の移植と同時に株の側面に肥料を散布することができ、作業の省力化が図れるものです。

・ **特定農業団体（とくていのうぎょうだんたい）**

担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農用地面積の3分の2以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者（農地利用改善団体）が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織（農作業受託組織）です。

・ **特定農業法人（とくていのうぎょうほうじん）**

担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農用地面積の過半を集積する相手方として、農地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた法人であって、農用地利用改善団体の構成員から農用地を引受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人です。

・ **特定農用地利用規程（とくていのうようちりょうきてい）**

農用地利用規程内に農用地利用改善事業の実施区域での農用地の利用集積先として農地所有適格法人・集落営農組織等を定めたものです。

・ **土地改良区（とちかいりょうく）**

地域の農業者により組織された団体で、農業用施設（水路・農道）などの整備、農地の区画整理等の土地改良事業を実施するほか、造成した土地改良施設の維持管理を行っています。

・ **土地利用型農業（とちりようがたのうぎょう）**

土地の広がりを活用することを営農の中心としている農業生産の方式で、主に水田を活用して穀類等を生産することを言います。

・ **認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）**

5年後に実現を目指す農業経営について、「農業経営改善計画」を作成し、町や県から認定を受けた農業者のことです。

・ **農業経営改善計画（のうぎょうけいえいかいぜんけいかく）**

農業経営の現状や5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載したものです。

・ **農業経営基盤強化促進法（のうぎょうけいえいきばんきょうかそくしんほう）**

我が国の農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標や経営改善を図ろうとする者への支援等を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。

・ **農業経営基盤強化促進事業（のうぎょうけいえいきばんきょうかそくしんじぎょう）**

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者の高齢化や兼業化の進行とこれに伴う農家の担い手減少、耕作放棄地の増加を防ぐため、関係機関等の協力の基で認定農業者の育成・支援や農業の担い手の確保及び農地の有効利用・保全活動等を行おうとす事業のことです。

・ **農業機械銀行（のうぎょうきかいぎんこう）**

担い手農家が保有する農業機械施設を効率的に利用するため、農作業受委託の仲介あっせん、作業料金の決済業務などを行う組織です。

・ **農業指導センター（のうぎょうしどうせんたー）**

農業者に農業技術や農業経営の改善に関する指導や情報を提供するとともに、新たに農業を始めようとする就農希望者のサポートなどを行っている機関です。

・ **農地所有適格法人（のうちしょゆうてきかくほうじん）**

所有権も含めた農地の権利を耕作目的で取得できる法人のことです。

・ **農地中間管理機構（のうちちゅうかんかんりきこう）**

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき都道府県に設置された農地の中間的受け皿組織で、群馬県では公益財団法人群馬県農業公社が農地中間管理機構として知事の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

- ・ **農地中間管理事業（のうちちゅうかんかんりじぎょう）**
 担い手への農地集積・集約化を目的として、農地中間管理機構が農地の中間的受け皿となり、農地の貸し借りをを行う事業のことです。
- ・ **農用地利用改善事業（のうようちりようかいぜんじぎょう）**
 農用地に関し権利を有する者の組織する団体（農用地利用改善団体）が農用地の利用に関する規程（農用地利用規程）で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業をいいます。
- ・ **農用地利用改善団体（のうようちりようかいぜんだんたい）**
 集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地の所有者・利用者と構成する団体で、その区域内における農作業の効率化（機械の共同利用等）や農地の利用関係の改善（担い手への利用集積のための調整）等の事業を実施する団体のことです。
- ・ **農用地利用規程（のうようちりようきてい）**
 農用地利用改善団体が農用地利用改善事業を実施する場合において、実施内容等を定めたものです。
- ・ **箱施用剤（はこせようざい）**
 育苗箱の苗に散布する殺虫剤、殺菌剤のことで、水稻の病害虫発生を予防し、本田での農薬散布回数を軽減するものです。
- ・ **人・農地プラン（ひと・のうちぷらん）**
 農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の在り方などを明確化し、話し合いの結果を町が公表するものです。
- ・ **V字整枝（ぶいじせいし）**
 各作物の品質や収量を確保するため枝を整える方法の一つで、主枝と側枝以外のわき芽を小さいうちに摘み取り、二枝のみ支柱に結びつけ生育させるものです。
- ・ **ブームスプレアー（ぶーむすぷれあー）**
 トラクターに搭載して広いほ場の消毒作業や除草剤散布に使用するもので、薬剤タンクの後方にブームと呼ばれる長い腕を持ち、薬剤を広範囲に散布します。
- ・ **フロントローダー（ふろんとろーだー）**
 乗用トラクターの前部に装着され、飼料・収穫物等の運搬・積込み等に用いる装置のことです。
- ・ **マニユアスプレッダ（まにゅあすぷれっだ）**
 たい肥等をほ場に散布する機械で、一般的には、トラクターでけん引しながら作業

を行います。

▪ **予冷庫（よれいこ）**

いちご等のやわらかい果皮を持つ果実の温度を低下させ、果実の硬度を増すことによって、パック詰め時に果実に傷を付けることを少なくするものです。

▪ **地域計画（ちいきけいかく）**

地域での話し合いにより、目指すべき将来の姿を明確化するために定める計画のことです。